

(案)

図書館購読洋雑誌購入（令和9年1～12月分）契約書

群馬県公立大学法人　理事長　柏倉　健一（以下「甲」という。）と、
 （以下「乙」という。）は、冊
子体外国雑誌購入及び電子ジャーナルの提供について、次の条項により契約を締結する。

(契約の対象となる物品名等)

第1条 契約する物品名及びサービス名、契約金額、契約期間、購読対象期間、最終納入期限及び納入場所・提供場所は次のとおりとし、品質及び規格は別に定める仕様書のとおりとする。

(1)物品名及びサービス名

冊子体外国雑誌「Nature(without Digest)」外2点、__冊及び電子ジャーナル「American Journal of Roentgenology」外3点

(2)契約金額 金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）

内訳：電子ジャーナルライセンス料金 円（リバーチャージ対象）

課税対象額 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）

※平成 27 年 10 月 1 日以後の国境を越えた役務の提供等に係る消費税の課税に
関し、甲は、上記電子リソース利用料に係る取引について、免税事業者であ
る場合や経過措置の適用対象となる等の例外的な場合を除き、「リバースチ
ャージ方式」により特定課税仕入れに対する消費税及び地方消費税の額を申
告・納税するものとする。

※消費税及び地方消費税は課税本体価格を元に適格請求書等保存方式に対応するように算出した消費税額とする。

(3)契約期間 令和9年1月1日から令和10年3月31日まで

(4)購読対象期間 令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

(5)最終納入期限 令和 10 年 3 月 31 日まで

(6)納入場所・提供場所

群馬県立県民健康科学大学附属図書館 (冊子体外国雑誌)

群馬県立県民健康科学大学学内LANに接続した端末（電子ジャーナル）

2 令和9年3月31日までに甲又は乙から契約を解除する等の通告がないときは、同一の契約条件のもと令和9年度における予算の範囲内で契約を継続することができる。

(冊子体外国雑誌納入の特約)

第2条 冊子体外国雑誌は、刊行の都度、速やかに指定の納入場所へ納入するものとする。

2 乙は、定期的に欠号の確認及び出版社に対する連絡調整を行い、甲に対し遅滞なく物品が納入できるよう図るものとする。

(納入通知及び検査)

第3条 乙は、冊子体外国雑誌の納入が完了したときは、その旨を甲に通知し、物品及びサービスを集計した一覧表を作成し、甲の指定する検査員の検査を受けなければならない。

(代金の請求及び支払)

第4条 乙は、前条の検査に合格した物品及びサービスについて、速やかに甲に代金の支払請求をするものとする。

2 令和9年1月1日から同年3月31日までの納入分は、令和9年3月31日付の請求書によること。令和9年4月1日から令和10年3月31日までの納入

入分は、令和 10 年 3 月 31 日までの請求書によること。

- 3 甲は、前項による請求書が正当であると認めたときは、当該月の翌月末日までに代金を支払うものとする。

(延期の特約)

- 第 5 条 乙は、天災その他、その責めに帰することができない理由により、期間内に契約を履行することができない場合は、甲に対して遅滞なく理由を付して、その履行の延期を求めることができる。

(契約変更)

- 第 6 条 冊子体外国雑誌について、発行数量の減少、出版社からの未着、休刊及び廃刊等により契約金額に変更が生じたときは、甲乙両者協議のうえ契約の変更を行うものとする。

(遅延利息)

- 第 7 条 乙の責めに帰する理由により、第 1 条の最終納入期限までに現品を納入しない場合は、乙は、甲に対し遅延利息を支払うものとする。ただし、以下の場合は乙の責めに帰する理由に該当しない。

- ・刊行の遅延
- ・出版社による発送漏れまたは発送遅延
- ・国内外問わず物流事情による遅延（輸送中の事故、物流システム障害等）
- ・その他乙の責めに帰すると明らかではない場合

- 2 前項の遅延利息の額は、最終納入期限の到来の日の翌日から納入するまでの日数に応じ未納部分の契約金額相当額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

(契約の解除)

- 第 8 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないとき。
 - (2) 契約の履行に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
 - (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
 - (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
 - (5) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
 - (6) その他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第 1 号又は第 2 号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する額の支払いを求めることができる。
- 3 甲は第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じても

その責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第10条 乙が第8条第2項並びに前条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完の請求(以下、「追完請求」という。)をすることができる。

2 甲は、本物品が契約不適合により、本契約の目的が達成できないと判断する場合、前項に定める追完の催告を行うことなく、甲の選択により損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りでない。

(暴力団等による不当介入があった場合の届出義務)

第12条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県公立大学法人契約事務取扱規程(群馬県公立大学法人規程第26号)の

定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和8年__月__日

甲 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1395-1
群馬県公立大学法人
理事長 柏倉 健一

乙 _____

